

■建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく認定等に関する申請手数料(長崎市)

認定手数料は、住宅部分(居住のために継続的に使用する室、廊下、玄関、階段、その他の人の居住の用に供する建築物の部分)、非住宅部分及び評価手法の区別で、以下のとおりです。

R7.4.1→R8.4.1

1. 建築物のエネルギー消費性能向上計画の認定(法第29条第1項関係 性能向上計画認定)

① 一戸建て住宅の場合(注1)

戸建	延べ面積 (m ²)	•判定機関等(※1)の事前審査あり (適合証の添付あり) •設計住宅性能評価書等(※2)の写しの添付あり		•判定機関等(※1)の事前審査なし (適合証の添付なし) •設計住宅性能評価書等(※2)の写しの添付なし	
		仕様基準の場合	仕様・計算併用法	標準計算法の場合	
	200未満	4600→4,710	17200→17,440	24900→25,480	33800→34,190
	200以上	4600→4,710	18500→18,780	27500→28,160	37800→38,210

注1)非住宅部分を有する一戸建て住宅全体の場合の手数料は④による。

※1:判定機関等…住宅においては住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する「登録住宅性能評価機関」、建築物においては建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第1項に規定する「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」。(以下同じ)

※2:住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に基づく設計住宅性能評価書(以下同じ)

② 共同住宅等(※3)又は複合建築物(※4)の住宅部分のみの場合

共同	延べ面積 (m ²)	•判定機関等(※1)の事前審査あり (適合証の添付あり) •設計住宅性能評価書等(※2)の写しの添付あり		•判定機関等(※1)の事前審査なし (適合証の添付なし) •設計住宅性能評価書等(※2)の写しの添付なし	
		仕様基準の場合	仕様・計算併用法	標準計算法の場合	
	300未満	9300→9,400	32500→32,850	49800→50,940	68300→69,030
	300以上 2000未満	19900→20,120	56300→56,970	84000→85,780	114000→115,260
	2000以上 5000未満	44400→44,910	102100→103,200	146300→149,430	194300→196,330
	5000以上	79600→80,420	154500→156,130	213900→218,440	278500→281,420

※3:共同住宅等…一戸建ての住宅以外の住宅をいい、住宅の共用部を含む。(以下同じ)

※4:複合建築物…共同住宅等と住宅以外の用途に供する部分を有する建築物をいう。(以下同じ)

③ 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分のみの場合

延べ面積 (m ²)	•判定機関等の事前審査あり (適合証の添付あり) •設計住宅性能評価書等の写しの添付あり		•判定機関等の事前審査なし (適合証の添付なし) •設計住宅性能評価書等の写しの添付なし	
	簡易な評価方法	標準入力法 主要室入力法		
300未満	9300→9,400	86200→87,120	225500→227,820	
300以上 2000未満	26500→26,820	144500→146,080	364700→368,520	
2000以上 5000未満	79600→80,420	234100→236,530	520600→525,970	
5000以上 10000未満	126000→127,320	305700→308,890	641300→647,910	
10000以上 25000未満	159100→160,820	367400→371,200	758000→765,830	
25000以上	198900→201,020	431000→435,520	864700→873,700	

④ 複合建築物の全体又は非住宅部分を有する一戸建て住宅の全体の場合

住宅と非住宅の複合建築物は、住宅部分の手数料(①又は②)と非住宅部分の手数料(③)の合計とする。

⑤ 容積率特例認定に併せて建築確認審査の申し出がある場合(法第30条第2項関係)

建築物のエネルギー消費性能向上計画の認定(容積率特例認定)に併せて建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査(建築確認審査)を受けるよう申し出がある場合は、上記認定手数料に、棟全体の延床面積に対する(計画変更)建築確認申請手数料、昇降機(計画変更)確認手数料【該当する場合のみ】を加算する。

2. 建築物のエネルギー消費性能向上計画の変更認定(法第31条第1項関係 性能向上計画の変更)

① 一戸建て住宅の場合(注1)

		計画の変更申請			
		・判定機関等(※1)の事前審査あり (適合証の添付あり) ・設計住宅性能評価書等(※2)の写しの添付あり		・判定機関等(※1)の事前審査なし (適合証の添付なし) ・設計住宅性能評価書等(※2)の写しの添付なし	
		仕様基準の場合	仕様・計算併用法	標準計算法の場合	
戸建	200未満	2300→2,370	8600→8,730	12400→12,750	16900→17,110
	200以上	2300→2,370	9200→9,400	13700→14,090	18900→19,120

注1)非住宅部分を有する一戸建て住宅全体の場合の手数料は④による。

※1:判定機関等…住宅においては住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する「登録住宅性能評価機関」、建築物においては建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第14条第1項に規定する「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」。(以下同じ)

※2:住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に基づく設計住宅性能評価書(以下同じ)

② 共同住宅等(※3)又は複合建築物(※4)の住宅部分のみの場合

		計画の変更申請			
		・判定機関等(※1)の事前審査あり (適合証の添付あり) ・設計住宅性能評価書等(※2)の写しの添付あり		・判定機関等(※1)の事前審査なし (適合証の添付なし) ・設計住宅性能評価書等(※2)の写しの添付なし	
		仕様基準の場合	仕様・計算併用法	標準計算法の場合	
共同	300未満	4600→4,710	16200→16,440	24900→25,480	34100→34,530
	300以上 2000未満	9900→10,070	28100→28,500	42000→42,900	57000→57,640
	2000以上 5000未満	22200→22,470	51000→51,610	73100→74,730	97100→98,180
	5000以上	39800→40,220	77200→78,080	106900→109,230	139200→140,720

※3:共同住宅等…一戸建ての住宅以外の住宅をいい、住宅の共用部を含む。(以下同じ)

※4:複合建築物…共同住宅等と住宅以外の用途に供する部分を有する建築物をいう。(以下同じ)

③ 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分のみの場合

		計画の変更申請			
		・判定機関等の事前審査あり (適合証の添付あり) ・設計住宅性能評価書等の写しの添付あり		・判定機関等の事前審査なし (適合証の添付なし) ・設計住宅性能評価書等の写しの添付なし	
		簡易な評価方法		標準入力法 主要室入力法	
	300未満	4600→4,710	43100→43,570	112700→113,920	
	300以上 2000未満	13200→13,420	72200→73,050	182300→184,270	
	2000以上 5000未満	39800→40,220	117000→118,280	260300→263,000	
	5000以上 10000未満	63000→63,670	152800→154,460	320600→323,970	
	10000以上 25000未満	79500→80,420	183700→185,610	379000→382,930	
	25000以上	99400→100,520	215500→217,770	432300→436,860	

④ 複合建築物の全体又は非住宅部分を有する一戸建て住宅の全体の場合

住宅と非住宅の複合建築物は、住宅部分の手数料(①又は②)と非住宅部分の手数料(③)の合計とする。

別表

(1) 建築物省エネ法第35条の規定に基づく性能向上計画認定の通知書及び建築基準法第7条第5項又は第7条第5項に規定する検査済証(国、都道府県又は建築主を置く市町村の建築物については、建築基準法第18条第16項に規定する検査済証)
(2) 低炭素法第54条に基づく認定の通知書及び建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証(国、都道府県又は建築主を置く市町村の建築物については、建築基準法第18条第16項に規定する検査済証)
(3) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書の写し